

## 第 13 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

- 1 日 時 平成25年11月20日（水）午前10時00分～11時50分
- 2 会 場 新潟県自治会館201会議室（新潟市中央区新光町4番地1）
- 3 出席者 にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、12人出席
- 4 内 容
  - ・開会 …… 1 ページ
  - ・報告1 にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について …… 3 ページ
  - ・報告2 基本計画 改定原案の県民意見募集結果 …… 8 ページ
  - ・議題 基本計画 改定案について …… 11 ページ

---

### 【事務局 生活衛生課 小松副参事】

それでは、ただいまから「第13回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。

私、県庁内で食の安全・安心を推進するために組織されました「食の安全・安心戦略会議」の事務局を務めております福祉保健部生活衛生課の小松と申します。本日の司会を務めさせていただきます。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部 副部長の山崎からごあいさつを申し上げます。

### 【福祉保健部 山崎副部長】

おはようございます。大変足元の悪い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

ついこの前まで暑いと思っていたのですが、特に今年は秋の短い年のようにございまして、一気に寒波到来、初雪を観測した地域もございました。

そうした中で、「にいがた食の安全・安心基本計画」でございすけれども、昨年12月、それから今年の3月に2回ほど皆さま方に計画の改定方針その他について御審議をいただきまして、いよいよ今日、改定案をお示しすることとなりました。

先頃この改定案に対しましてパブリックコメントを行いまして、いろんな御意見を頂戴して、その修正を含めて今日お示しするものでございます。よろしく御審議をお願いしたいと思っております。

申し上げるまでもなく、食の安全・安心というものは、片時も気を緩められないと申しますか、計画の成果指標に「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の

住民の割合」というアウトカムの指標がございます。

この指標を県内・県外両方で調べておりますけど、計画策定当時 42%台というのがスタート、ベースラインの数値でございました。それが 24 年度には県内が 55%、首都圏でも 50.6%ということで、目標をクリアできる実績が上がったわけでございます。

これで安心しているわけにはまいりません。

昨今やはり新聞を一番賑わしているのは、これはまだ、幸いにして健康被害というような話にはなっていないのですが、偽装表示という言い方も正しいのかどうか分かりませんが、食に関して非常に世の中の関心が高いところにそういった話が出てきている。新聞等を見ましてもそうですし、毎日ニュースにならない日がないという状況でございます。

私どもの仕事というのは、そういう状況で常にたゆまずにきちんと続けていくことでございますし、元々食品衛生というところから始まっておりますけど、今の「食の安全・安心」というのは国民、国を挙げての非常に大きな課題であるにとらえているところでございます。

今日の計画の審議に始まりまして、また計画を進めていく中で、日々、皆さま方の御指導等を頂戴しながら、施策を進めてまいりたいと考えております。

本日はよろしく願いいたします。

**【事務局 生活衛生課 小松副参事】**

おそれいりますが、副部長の山崎は、この後予定しております業務の都合上、ここで退席させていただきます。

本日は、会議資料の 3 ページに記載のとおり、12 人の委員から御出席いただいております。

新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会の新保委員におかれましては、急遽御欠席の連絡をいただいております。配布資料では出席となっておりますが、欠席と修正をお願いいたします。座席のほうも一つずつ繰上げさせていただきます。

新潟漁業協同組合の小田委員、原信ナルスロジテック株式会社の秋山委員におかれましても、残念ながら日程の御都合がつかず、欠席されております。

また、こちらには県庁 4 部局 9 課で組織する「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も出席しております。

名簿は会議資料の 4 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、本日の審議会会の成立について御報告させていただきます。

にいがた食の安全・安心審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、「審議会は、委員の過半

数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数 15 人のうち、12 人の委員から御出席いただいております。

従いまして、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

議長についてであります、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第 3 条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長から議長として進行をお願いいたします。

#### 【村山会長】

今、御紹介いただきました村山でございます。今日もどうぞよろしく願いいたします。

食の安全・安心の問題につきましては、放射能の問題に加えまして、虚偽表示の問題等で、毎日報道されているところでございます。

社会あるいは国民の関心も一層高まっている状況にあると思います。

そういった中で、新潟県は食の宝庫、あるいは食を他の県にまで出している生産地という立場もございまして、一層食の安全・安心の取組が求められているということだと思っております。

そこで私たち食の安全・安心審議会の中で、平成 25 年度の取組といたしましては、計画の改定案の作成というところが大きな仕事になっております。

昨年の 12 月、今年に入りまして 3 月、そして今回の議論を踏まえまして、検討につきましては今日が最終回ということで、今日をもちまして、新潟県知事に対して答申を出すということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。

今日は 2 題の報告と 1 題の議題を予定しています。最初に、「報告 1 にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局 生活衛生課 山内主任】

はい、福祉保健部生活衛生課の山内と申します。

それでは、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について御説明いたします。

別添資料 I の 1 ページを御覧ください。

まず、本計画の期間・目標・成果について改めて御説明いたします。

この計画は、「にいがた食の安全・安心条例」第 9 条に基づく計画でございますので、

当初の計画期間は平成 19 年度から 24 年度までの 6 年間でございます。現在、計画の改定作業を進めているところですが、それについては後の議題で説明させていただきます。

計画の目標ですが、「食の安全・安心の実現」としておりまして、ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と条例の中で定義しております。

この目標の到達度を測る成果指標といたしまして、先ほどあいさつでもございましたけど、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」としています。

この指標は、県民及び首都圏の住民を対象とした意識調査により毎年把握しています。具体的には「新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか」という問いに対して、「十分」及び「ほぼ十分」に行われていると感じる人の割合を指標値としています。

この指標値の動向でございますが、計画策定前の 18 年度には県内・首都圏とも 42% 台だったものが、24 年度には県内 55%、首都圏 50.6%ということで、目標の 50% を達成したところでございます。

次に「2 計画に基づく施策の取組状況」でございますが、基本的施策といたしまして 20 の施策を掲げ、取り組んでまいりました。

各施策の 24 年度の状況について、2 ページを御覧ください。

施策ごとに、県の取組、事業名、内容、回数や人数などを一覧にしております。

「施策 1 安全で安心な農作物等の提供」から始まりまして、以降、「施策 2 畜産物」、続いて 3 ページに「施策 3 水産物」、さらに「施策 4 加工食品」というように続いておりまして、さらにページを進んでいきますと、9 ページの「施策 20 環境保全に配慮した事業活動」というところまで続いております。

これら 20 の施策は、にいがた食の安全・安心条例の中で規定されている 20 の基本的施策に対応しております。

具体的な取組内容については、本日は説明を省略させていただきたいと思っております。

次に、資料 1 ページに戻っていただきたいと思います。

「3 取組指標 34 指標の進捗状況」について説明いたします。

基本計画では、先ほどの成果指標とは別に、個々の取組の到達度を測るために 34 の取組指標を設定し、進行管理してまいりました。

これらの 24 年度時点の結果でございますが、◎の「目標を達成」したものが 19 指標でした。○の「上方修正前の目標を達成」したものが 1 指標でした。

一方で、△の「おおむね達成」が6指標、▲の「上記以外」が8指標という結果でした。

全体としては、34指標ある中で、約6割にあたる20指標で、当初の目標を達成したという結果でございました。

各指標の状況については、資料10ページを御覧ください。

ちょっと文字が細かくて申し訳ございませんが、一番上に先ほど申し上げた成果指標について書かれておりまして、その下に34の取組指標を記載しています。

指標ごとに、当初の18年度値、最新の24年度値、目標値、達成状況などを一覧にしております。

例えば、指標No.1「特別栽培農産物等面積」を御覧いただきますと、当初18年度には約16,000haであったのが、24年度には約76,000haにまで増加し、目標の55,000haを達成したということがございます。

以降、No.2「エコファーマー認定者数」から11ページ下のNo.34「家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合」まで続きますが、個々の説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、表の右から2列目に「改定方針」という欄がございますけど、これは後の議題で説明いたします改定案において、引き続き指標とするものを「継続」、指標名や集計方法を一部変更して引き継ぐものを「変更」、改定計画では指標としないものを「廃止」というふうに分類したものでございます。

内訳としては、継続予定が13、変更予定が5、廃止予定が16指標となっております。

以上、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について説明させていただきました。

#### 【村山会長】

はい、ありがとうございました。

当初の計画期間が24年度で終了しているわけですが、その最終結果として、今御覧いただきましたように、成果指標について目標を達成したこと、その下の取組指標につきましては、約6割の指標が当初目標を達成したという御説明がありました。

ただいまの説明について、御質問や御意見などがございましたらお願いいたします。

はい、城委員、お願いします。

#### 【城委員】

ただいまの説明で、取組指標に関する全体の達成状況についてわかったのですが、後ほど説明があるのかもしれませんが、達成していない「上記以外」が8指標あるのです

けど、どういうふうな状況になっているのか、今の時点で教えてください。

【村山会長】

それでは事務局よりお願いします。

【事務局 生活衛生課 山内主任】

はい、34 指標のうち、▲（上記以外）の指標が全部で8 指標ございますけど、こちらの状況について、一通り説明させていただきます。

まず8 番の「県内の食中毒罹患率」につきましては、以前、浦上委員からもこの指標について「有効性がどうなのか」という御意見をいただいていたところですけど、こちらは食中毒罹患率を減らそうという目標でやってきたのですが、どうしても大規模な食中毒が一つ起こってしまうと、患者数が増えて、数字上は達成できずということございまして、残念ながら24 年に大きな食中毒がありましたもので、患者が増えてしまったということでございます。

改定案では、罹患率を指標とすることについて検討した結果、有効性の面から指標に設定するのは適当ではないと判断いたしまして、廃止する予定でございます。

それから9 番と10 番の HACCP に関する2 つの指標がございますけど、当初、新潟県版の HACCP 認定制度のようなものを創設できないかという検討の元、この2 つの指標を設定させていただいたのですが、こちら審議会からの御意見等を踏まえまして、しっかりした有効な認定制度を作るにはクリアすべき課題がたくさんあるということでございます。

今の方針といたしましては、認定制度を作るということではなくて、HACCP の基礎となる一般的な衛生管理の指導徹底をまずやるべきと考えておりまして、こちらのほうも改定案では指標とはしない予定にしております。

次に21 番「メールマガジンの配信登録者数」でございますけど、こちらのほうは目標を3,000 人と設定して配信を始めたわけでございますが、なかなか思うように登録者数が伸びないということがございまして、この数年の推移で見ると年々100 人くらいずつ増えてきてはいるのですが、ちょっと目標には及ばないという状況でございます。

今後もあらゆる機会を捉えてメールマガジンの宣伝普及に努めていきたいと思っております。

地道な取組になると思うのですが、少しずつ増やしていきたいと思っております。

こちらについては改定案でも引き続き指標とする予定でございます。

それから、23 番「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」ですが、目標を最初50%と設定いたしまして、当初18 年度の値が23.6%

だったのですが、そこから比べれば 24 年度は 35.2% ということで、増加傾向にはありません。

これはいろいろと情報発信に取り組んできた効果が現れてきているのかなと思うのですが、目標には及んでいないということで、これも改定案で引き続きこの指標を掲げて取り組んでまいりたいと考えております。

それから 27 番「食の安全・安心審議会の開催回数」ですが、現行計画では、審議会を年何回開催しようという目標設定をしているわけですが、審議会を数多く開催することは、それはそれで有意義かとは思いますが、回数というよりは、しっかりとした審議をする、必要があって審議をするという面もあるかと思しますので、改定案では指標としないというふうに考えております。

それから 28 番「食育に関心を持つ県民の割合」でございますが、アンケートで把握している数値でございますが、当初考えていた目標には及んでいないということでございます。

それから 32 番「食品衛生監視員の HACCP 研修受講率」でございますが、当初、県の食品衛生監視員全員が HACCP の研修を受講しようということで目標設定したわけですが、研修の機会があれば、国のほうに職員を派遣したり、新潟市と協力して自前で研修をしたりしているのですが、100%の受講率には達していません。

改定案ではこれも引き続き掲げて取り組んでまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上です。

#### 【村山会長】

その他にございますでしょうか。

浦上委員、お願いします。

#### 【浦上委員】

今の御説明で、「食中毒罹患率」と「HACCP」に関しまして、私が提案したので、ちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。

この罹患率というのは、あくまで罹患率でなくて届出人数です。

届出というのは、全体 100 回食中毒があってもほとんど届けられませんので、届けられたほうが僕はいいと思うのです。僕は逆に上げてくれとお願いしたくらいです。

そういう理由で、おっしゃったとおり、これはあまり指標にならないと思います。

それから HACCP 手法を取り入れた事業者ということなのですが、おっしゃったとお

り本当に一般衛生管理、HACCP を取り入れる前段階の衛生管理ですね、これがお寒い事業者が非常に多いです。

ここをしっかりとやらないで HACCP をいくら叫んでも仕方がないので。

そこをしっかりとやってくれるというのは、非常に良い取組だと思います。

県で HACCP 認定制度をやっているという自治体はかなりあるのですが、はっきり言って玉石混淆です。良いところは良い、悪いところは悪い。

そういう意味で東京都などは世界的標準を持ち込んでやろうという目標を持っていますので、そういうところを取り入れていただけると非常に良いものを作っていただけるんじゃないかなと思います。

そういうものを作っていただければ、私は喜んで賛成させていただきます。

以上です。

#### 【村山会長】

はい、ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、もし御不明な点がありましたら、事務局の生活衛生課にお問合せください。

次に報告 2 に移ります。「基本計画改定原案の県民意見募集結果」について、事務局から御説明をお願いいたします。

#### 【事務局 生活衛生課 湯本課長補佐】

生活衛生課の湯本と申します。

それでは、にいがた食の安全・安心基本計画 改定原案の県民意見募集結果について説明させていただきます。

お手元の別添資料 I の 12 ページを御覧ください。

意見募集の説明の前に、改定作業のこれまでの経過について説明させていただきたいと思います。

昨年 10 月に改定作業に着手し、同月に県民の意識や要望を把握するためアンケート調査を実施しました。

続いて 12 月に第 11 回審議会を開催し、ここで事務局から計画改定の考え方と、改定原案を作るための「たたき台」について説明させていただき、御審議いただきました。

さらに今年 3 月に第 12 回審議会を開催し、改定スケジュールが 25 年度にずれ込むことを御了解いただいたうえで、成果指標の動向、県民アンケート結果、「たたき台」の修正



版について説明させていただき、御審議いただきました。

その後、審議会の御意見や、上位計画である「政策プラン」の見直し結果などを踏まえて、改定原案の作成に向けて作業を進めてまいりました。

そして10月に改定原案を完成させて公表し、県民意見の募集を行ったところです。

また、委員の皆さまにも個別に郵送させていただきました。

なお、前回審議会において「マスメディアに取り上げてもらうためのパブリシティの努力が大切」との御意見をいただいたことを踏まえ、改定原案の発表は10月16日知事の定例記者会見の中で発表させていただき、一部の新聞に取り上げていただいたところです。

続きまして13ページを御覧ください。

こちらは、3月審議会時点の「たたき台」と10月意見募集時点の「原案」とを比較して、主な変更点を一覧にしたものです。

先月、委員の皆さまに郵送させていただいた意見募集の通知に添付した資料と同じものになります。審議会の御意見や、その他の状況等を踏まえて15の取組指標について変更しました。

この中で、前回の審議会でもいただいた御意見に関係するものとして、まず上から5段目、No.12「県ホームページの年間閲覧数」について、「目標をもっと高くすべき」との御意見をいただいたことを踏まえ、検討の結果、目標を8万回から20万回に上方修正しました。

また、旧No.15「食の安全・安心出前講座 開催回数」について、「回数による評価が果たして適切か」との御意見をいただきました。

検討の結果、講習の回数よりも満足度を指標とするほうが適切との結論に至り、回数に代わりまして、No.19「食の安全・安心に関する講習を『非常に有意義』と評価した利用者の割合」を指標として新設したいと考えています。

同じように、他の回数指標についても、回数に代わる有効な指標を設定できないか検討しました。

その結果、「消費者、事業者、県の相互理解」に関する指標として考えていた旧No.16「県民意見交換会の開催回数」についても見直し、代わりにNo.20「食品に関する苦情などが気軽に相談できると感じる県民の割合」を相互理解の指標として新設したいと考えています。

また、No.17「健康危機管理研修」の指標についても、回数ではなく受講率に変更したところです。

続きまして14ページを御覧ください。

指標以外で変更した部分です。

例えば、1段目「4 計画の目的と成果指標」の部分では、6月に政策プランの見直し  
が完了したことを受け、それまで未定としていた本計画の成果指標を明記したものです。

その他、表現を明確化したり関連項目を統合したりしたものが以下に書かれています。

続きまして15ページを御覧ください。

以上のような経過で作成した改定原案について、県民意見を募集しましたので、その結果を説明いたします。

意見募集は、10月16日から11月5日までの3週間行ったところです。

案の公表は、県庁及び地域振興局での閲覧・配布、県ホームページへの記載の他、県内  
30市町村、食品事業関係33団体、NPO関係13団体などに郵送しました。

その結果、4人の方から合計13件の御意見をいただいたところです。

御意見の反映状況ですが、Ⅰの反映したものが4件、Ⅲの記述済みのものが3件、Ⅳの  
今後の検討課題とするものが2件、Ⅴのその他が4件という内訳でした。

提出された御意見と県の対応については、次の16ページを御覧ください。

主なものを説明させていただきます。

1番は、「施策の再編を評価する」との御意見でした。

2番は、「計画そのものは優れているが、重要なのは個々の施策の具体化」との御意見  
でした。

3番は、「放射能検査だけでなく、農薬や微生物に関する検査も維持すべき」との御意見  
でした。

4番は、「直売所で販売されている農産物について、安心して購入できるシステム作り  
を望む」との御意見でした。

5番は、「HACCPの普及に向けて、企業での取組が停滞している理由を踏まえて対応す  
べき」との御意見でした。

6番は、「最近報道されている飲食店メニューの不適切表示に関する指導について記載  
すべき」との御意見であり、これを受け、「施策7 適正な表示の徹底」のページに明記し  
たところです。

7番は、「今年6月の食品表示法成立を受け、新制度の具体的な周知策を期待する」と  
の御意見でした。

8番は、県によるリスクコミュニケーションのイベントやセミナーの実施を求める御意

見でした。

9番は、「にいがた食の安全・安心サポーターの活動内容等を具体的に示すべき」との御意見であり、これを受け、用語解説の中で具体的に記述させていただきました。

10番以降は、業務の見直しや概要版の書き方の工夫などに関する御意見でした。

以上、基本計画 改定原案の県民意見募集結果について御説明させていただきました。

#### 【村山会長】

はい、ありがとうございました。

これまでの改定作業の経過と改定原案への意見募集、対応状況について聞かせていただきました。

今の御説明についてですが、次の議題である改定案と関わってきますので、続けて改定案につきまして事務局から御説明をいただき、その後まとめて審議をしたいと思います。

次の議題「基本計画改定案」につきまして、事務局から続けて御説明をお願いします。

#### 【北原生活衛生課長】

生活衛生課の北原でございます。

それでは、にいがた食の安全・安心基本計画 改定案について説明いたします。

お手元の別添資料Ⅱを御覧ください。

こちらが、先ほど御説明させていただきました改定原案への県民意見を踏まえ、修正を加えた改定案になります。

1ページから34ページまでが本文となっております。

本文の中で「\*（アスタリスク）」のついた用語については、35ページから41ページにかけての用語解説編に解説を記載しております。

本文の大まかな構成といたしましては、1ページ目の「1 計画策定の経緯」から8ページ目の「9 計画の進行管理と公表」までが総論的な内容となっておりまして、9ページ目以降に個別の施策が順番に記載されております。

改定案の具体的内容については、別途作成した概要版により説明させていただきます。

別添資料Ⅲを御覧いただきたいと思います。

こちらは改定案を6ページに要約した概要版になります。

計画期間は、平成25年度から28年度までの4年間といたします。

これは上位計画である県の「夢おこし」政策プランの見直しサイクルと同じ期間になります。

中ほどを御覧いただきたいと思いますが、計画のキャッチフレーズを記載しております。これまでと同様に「見える安全 知る安心 みんなで育む 食のにいがた」としておりまして、消費者、事業者、県の3者が相互理解と協力のもとに取り組むことを基本理念としております。

2ページを御覧ください。

この計画は、新潟県における「食の安全・安心」を推進することを目的とし、この目的の達成度を測るため、成果指標を設定いたします。

成果指標は、先程からの説明のとおりでございますが、引き続き、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」とし、現状値からさらに増加させることを目標としております。

次に施策の体系ですが、現計画と同じく2つの視点で施策を展開することとします。

視点1は、生産・加工・流通の各段階における事業者指導ですとか、流通食品の検査などに取り組むことで、食品の安全性を見える形でお示しし、安全で安心な食品を提供するという視点です。キャッチフレーズの「見える安全」にあたります。

視点1を構成する施策は、「施策1 安全で安心な農作物等の提供の推進」から「施策8 危機管理体制の整備」までの8施策といたします。

なお、現計画における視点1は10の施策から構成されておりましたが、今回改定で既存施策を7つに統合いたしまして、新たに「施策6 食品の放射能対策の推進」を追加して8施策とするものです。

次に視点2でございますが、主に情報発信などに取り組むことで、視点1の取組を消費者の方々に知っていただき、消費者との信頼関係を築いて、それが安心感につながっていくという視点でございます。キャッチフレーズの「知る安心」にあたります。

視点2を構成する施策は、「施策9 県からの情報発信の強化」から「施策13 食の安全・安心に係る人材の育成」までの5つの施策といたします。

なお、現計画における視点2は10の施策で構成されておりますが、今回改定で5施策に統合するものでございます。

3ページを御覧ください。

ただいま申し上げました「視点1 見える安全」の視点で県が取り組む主な内容でございます。

左上の「環境保全型農業の推進」は施策1の取組です。

農薬や化学肥料の使用量を減らす取組などを進めます。

なお、ページ下段に各施策を進行管理するための取組指標を記載しておりますが、環境保全型農業については、1段目の「特別栽培農産物等面積」で進行管理します。

右上の「畜産農場への高度な衛生管理手法の導入推進」は施策2の取組でございます。

HACCPに基づく管理手法の導入を推進し、「畜産安心ブランド生産農場」の認定を進めます。

進行管理の指標は、同農場の認定戸数としております。

左下の「飲食店等に対する監視指導と加工食品の検査」は施策4の取組でございます。

保健所の食品衛生監視員による施設監視と、流通する加工食品の検査に取り組みます。進行管理の指標は、加工食品検査件数の年度計画に対する達成率といたします。

右下の「食品等の放射性物質検査の実施と情報発信」は施策6の取組でございます。

検査をきめ細かく実施するとともに、検査結果や検査体制についてわかりやすく情報発信いたします。

進行管理の指標は、「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」としております。

4ページを御覧ください。

「視点2 知る安心」の視点で県が取り組む主な内容でございます。

左上の「インターネットによる情報提供」は施策9の取組です。

食の安全・安心情報を発信するためのホームページとメールマガジンによりまして、関心の高い情報、あるいは健康被害を防ぐための重要情報を効果的に発信してまいります。

進行管理の指標は、ホームページの年間閲覧数としております。

右上の「食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信」は施策10の取組でございます。

具体的には、県内のスーパーマーケット等約200店舗の御協力を得て、店頭にはポスター型の掲示板を設置していただき、当方から配信する食中毒予防などの情報を各店舗でプリントアウトし、貼っていただくという取組でございます。

進行管理の指標は、年間の情報更新回数といたします。

左下の「関係団体や消費者が行う取組への支援」は施策11の取組です。

団体や消費者が行う勉強会などの取組に対しまして、講師を派遣する出前講座などに取り組みます。

進行管理の指標は、「講習を非常に有意義と評価した利用者の割合」といたします。

右下の「にいがた食の安全・安心サポーター」は施策 13 の取組でございます。

野生きのこの鑑別ができる方や食品衛生の知識を有する方を県のサポーターとして委嘱いたしまして、事業者・消費者の方々への知識の普及を図ります。

進行管理の指標は、サポーター活動の年間利用者数といたします。

5 ページを御覧ください。

ここからは計画の推進体制でございます。

県全体では、先ほど申し上げたとおり、消費者、事業者、県の相互理解を図りながら、計画を進めてまいります。

県庁内では、4 部局 9 課室からなる「食の安全・安心戦略会議」が中心となりまして、審議会の御意見をお聴きしながら計画を進めてまいります。

下段の計画の進行管理ですが、指標を設けて進行管理し、審議会による点検を受けながら計画を進めさせていただきます。

6 ページを御覧ください。

キャッチフレーズの最後「みんなで育む 食のにいがた」にあたる部分といたしまして、消費者と事業者に期待される役割を定めております。

消費者の方々につきましては、情報に関心を持って理解を深めていただくこと、意見交換会などに御参加いただいて意見を述べていただくことなどを期待しております。

事業者の方々には、食の安全確保や表示に関する知識の習得、消費者の方々への情報提供などを期待しております。

これらに積極的に取り組んでいただけるよう、パンフレットの配布や講習会を通じて、消費者や事業者の方々に働きかけていきたいと考えております。

概要版の説明は以上となりますが、別添資料Ⅱの改定案を再度御覧いただきたいと思っております。

改定案の 5 ページをお開きください。

取組指標につきまして、説明を加えさせていただきます。

先ほど概要版で例示いたしました 8 指標を含め、全部で 24 の指標を定めておりまして、5 ページから 6 ページにかけて記載しております。

一番左の列に 13 施策の名称を順に記載いたしまして、その右に対応する取組指標を記載しております。

ちなみに現計画では、20 施策のうち、15 施策につきまして取組指標を設定していますが、

残る5施策について指標は設定されておりました。

改定案では、13 施策全部に取組指標を設定することで、各施策をより適切に進行管理できるように改めました。

なお、指標番号の左に、現計画からの「新設」「継続」「変更」の分類を表示してございます。「継」「変」「新」と書いてある部分でございます。

24 指標のうち、新設の指標が6、継続が13、変更が5という内訳になっております。

以上が改定案の説明となります。

次に、本日受付で委員の皆さま方にお渡しした別紙「にいがた食の安全・安心基本計画改定案の諮問について」を御覧いただきたいと思っております。

この改定案につきまして、にいがた食の安全・安心条例第9条の規定によりまして、審議会の御意見をお聴きしたいと思っております。

それでは御審議のほど、よろしくお願いたします。

#### 【村山会長】

はい、ありがとうございました。

基本計画の改定案についての説明と諮問がございました。

この諮問を受けて、本審議会として意見をとりまとめて答申を出すこととなります。

答申内容のまとめ方を決める必要がありますけど、参考として現行計画を策定したときにどのような方法でまとめたのか、事務局から御説明いただくとありがたいです。

#### 【事務局 生活衛生課 山内主任】

はい、現行計画を策定したときに答申をどのようにまとめたのかについてでございますが、別添資料Ⅰの最後18ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、平成19年3月当時、審議会の楠原会長のほうから県知事宛てに出された答申書の写しとなります。

答申の内容といたしましては、「諮問のあった計画案について、別添のとおり修正することが適当」とする内容、今日は別添の資料は付けておりませんが、この内容が一つ、「計画を進めるにあたり、計画内容や実施状況の情報提供などに努めること」とする内容になっています。

この答申書がまとめるまでの経過でございますが、

平成19年1月に開催された第4回審議会におきまして、県の計画案を審議会に諮問させていただき、その会議の中で、委員から計画案に対する御質問・御意見を多数いただきました。

その会議の終盤で、会長から各委員に答申内容のまとめ方をどうしますかと相談しまし

た。

具体的には、もう一度審議会を開催して答申内容をまとめるか、それとも審議会は開かずに書面で審議をして最終的に会長がとりまとめるかという2案がございまして、このときは、後者の審議会は開かずに書面審議を経て会長がまとめるという方法に決まりました。

その後、書面審議を経て、最終的にこの答申書がまとまったという経過でございました。以上です。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございました。

そうしますと、答申の内容といたしましては、平成19年のときのように、写しの下記に記載されておりますように計画の進め方に関する意見でもいいですし、計画案の修正を求める意見でもいいということによろしいでしょうか。

**【事務局 生活衛生課 山内主任】**

はい、そうです。

**【村山会長】**

答申内容のまとめ方につきましては、この会議の終わりの頃に改めて相談させていただきたいと思います。

それでは先ほど事務局から説明がありました改定作業の経過と意見募集結果について、さらにそれを踏まえてできあがった改定案の内容について、御質問や御意見を受けたいと思います。

答申のことははじめから考えてしまうと、なかなか意見が出にくいと思いますので、あまりそれにこだわることなく、できるだけ幅広く御質問・御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

今回の改定案にもありますように「みんなで育む食のいがた」ということで、消費者の立場から、あるいは食品関連事業者の立場から、みんなでこの取組を進めていこうということですので、この審議会もそれぞれのお立場の方が参加されていますので、ぜひ御意見あるいは御質問等いただけたらと思います。よろしくお願いします。

はい、得丸委員お願いします。

**【得丸委員】**

概要版のほうなのですが、今マスコミ等で話題になっている不適切表示のことですが、改定案の内容には記述を加えたところなのですが、概要版にはどこに表れているのか。



多分、概要版は県民が直接手にするものだと思うのですが、この概要版に県民が安心するような項目を見えるように入れていただければなと思った次第です。

例えば、3ページの左下の四角の「飲食店等に対する監視指導と加工食品の検査」、ここにあたるのでしょうかね。

**【村山会長】**

それでは事務局より御説明をお願いします。

**【事務局 生活衛生課 山内主任】**

はい、最近報道が相次いでいる不適正表示の問題を受けまして、概要版には載っていないのですが、改定案の本文 21 ページを御覧ください。

「施策 7 食品等の適正な表示の徹底」というところで御意見をを受けて修正したのが、「現状と課題」の 1 行目ですが、以前は「産地偽装」としか書いていなかったのですが、今回は食材の不適正表示の問題がありましたので、「食材」ということを明記しました。

それから 22 ページの一番上の「4 不適切な食品表示についての改善指導」というところで、製造加工業者、販売店、それから「飲食店」等において、こういった不適正表示があれば必要な指導等を行うということを明記したという修正内容となっています。

ただ、本文のほうはこのように変えさせていただいたところですが、概要版のほうには施策 7 を詳しく説明しているコーナーがございませんので、委員御指摘のとおり県民に見ていただくものとしては、40 ページある本文を全部見ていただくというよりは、6 ページにまとめた概要版を見ていただく機会のほうがたしかに多いと思いますので、概要版にどのように反映できるかということを検討させていただきたいと思います。

**【村山会長】**

ぜひよろしく願いいたします。

はい、上原委員お願いします。

**【上原委員】**

22 ページの 5 番なのですが、食品表示ウォッチャーが各地域の食品販売店での表示状況を調査・報告をするということなのですが、その結果を県の指導等に役立てるということですが、調査と報告の内容を必要があれば公にすることもありうるのでしょうか。それとも個々の店に対しての指導に役立てるということにとどめておくものなのでしょうか。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございます。それでは関係課のほうからお願いします。

【食品・流通課 田浪係長】

食品・流通課の田浪と申します。

今ほどの食品表示ウォッチャーの活動状況ということなのですが、逐一その内容は公表していないのですが、今手元にないのですが、年に1～2回まとめて、このような報告があって、対応しましたというような内容をホームページで公表しております。

今後もそういう情報発信に努めていきたいと思っております。

【村山会長】

多分、一般の県民の方はあまり知らないと思っておりますので、良い活動ですので、ぜひお願いいたします。

【食品・流通課 田浪係長】

今はホームページに載せているだけなので、また何かしらの方法を考えたいと思っております。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。

はい、川井委員、お願いします。

【川井委員】

今のことに関連して、私も何年かこのウォッチャーをやったのですが、産地偽装とかそういうものはスーパーに行っても、消費者には分かりません。

例えばお肉を見て、これがどこどこ産ですとか、海外から来たものであったりしても、その表示を信じるしかないのです。ウォッチャーとしての私は何と申すか、責務を果たせないような内容だったんですね。それで今は失礼しているのですが。

210 グラムという表示に対して本当に 210 グラム入っているかというのもその時点では調べられないですし、産地偽装も見抜けませんし、もうちょっとシステムを変えたほうがいいんじゃないかなと感じながら何年かやりました。

もう一つお聞きしたいのは、実は私から意見を出させていただいた直売所のことなのですが、私、小千谷市から来ておまして、直売所というのがこの 15 年間くらいですごく増えて、本当に商売になっているというか。

始めた頃は、自分のうちで食べきれないものを近所に分けていたりしたものを並べてみませんかというようなことで始まったのかなと思っております。農協さんなどと消費者がすごく意見交換をして「消費者は曲がったキュウリは買わないでしょ」と一方的に言われていたのですが、キュウリだってすりおろす料理もあるわけですし、刻めばいいわけですし、「そんなことは絶対ないから安く売ってください」ということを言い続けて

きて、今に至っておりますが。

実は野菜を作るのも許可が要らないし、売ることも許可が要らないという中で、消費者としては本当に安全が見えないというところがあります。

これだけ直売所が増えて、売上げもすごく増えてきて、県外のバスがそこへ止まって大勢の方が買っていくという状況の中で、何も情報がないという現実かなと思います。

個人的に「私はこういうふうに減農薬で作った大根です」とかシールを貼って販売している方もありますが、何の情報もないまま、ただ並んでいるという。

直売所の規模というのは、大小様々ですよ。

大きいところは多分何十軒かの農家さんを取りまとめて本当に商売という感じでやっていますし、個人で、自分の畑の隣に小屋を置いて、無人で値段をつけて「キュウリは1袋100円です」と100円入れて持ってくるというようなところもすごく多いです。

そうすると、私は個人的には、「何かシステム作りができませんか」という提案だったのですが、例えば農協さんが講習会をする、それに参加したらステッカーが出るとか、そういうような形で、見える安全・安心があったほうが、新潟県としてもいいんじゃないかなと常々感じているので、例えば農協さんの立場として、個人個人の直売所を掌握しながら、指導していくことができるのかどうかということを知りたいと思うのです。

#### 【村山会長】

それでは高橋委員、お願いいたします。

#### 【高橋一成委員】

はい、JA新潟中央会の高橋でございます。

直売所ですが、県内26JAありますけど、JAが直接関わってやっている直売所の他に、生産者が自主的にやられている直売所もありますので、今、川井委員がおっしゃったように、すべてのところでというのはなかなか難しいのだと思います。

私たちがなかなか手の届かない生産活動をフリーにやられている皆さん方に、同じ基準で同じルールでやってくださいというところまで、どこまでできるかというのは難しいところがあるかもしれませんが、少なくとも県内でも5億、6億と売り上げるような直売所も出ておりますし、そういうところにあってはもちろん、出荷をされる生産者の皆さん方のルール、川井委員からは前段に偽装・不適切表示のお話がありましたが、そういうことがないようにというルール作りのうえで、商品を持ち込んでいただいたり、あるいは残留農薬の検査などをやられたりということがありますので。

今御提案のようなことが、JAが直接関わっている直売所で、すべての品目とか、品目

を指定してとか、何らかのルールで一律にできるかどうかということは、今ここでははっきりとは言えませんが、積極的な御提案として、県の皆さんと一緒に、直接関わっているJA自身が「安心です」という表示よりも、今御提案のように、例えば、「こういうルールで、こういうふうにしています」ということにしたら、県のほうからステッカーやシールみたいなことというのは、検討するという点では余地はあるんじゃないかなと思います。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございます。

このことにつきまして、県からは何かコメントございますか。今後の課題ということでもいいですけど。

**【食品・流通課 田浪係長】**

今、川井委員から2点、ウォッチャーの御意見と直売所の御意見があったかと思えます。

まずウォッチャーのほうなのですが、委員御指摘のとおりで、本当に偽装ということになると、それはウォッチャーには当然見抜けない。

基本的には原産地表示等がされているか、どちらかというと、まず基礎的な表示がきちんとされているかという部分を確認していただいていますので、その点で言えば、ウォッチャーさんから上がってくる情報を見てもですね、大規模なスーパー等は基本的にはきちんと表示しているというような状況です。

ウォッチャーさんが偽装を見つけられればいいのですが、それぞれ店舗が必要な表示をしているということを確認していただくというのも大事なことと思っておりますので、ウォッチャー活動としては、引き続き今の形で続けていきたいというふうに思っております。

直売所についてですが、パブリックコメントをいただいてうちのほうで回答させていただいておりますけど、その中にありますように、すべての直売所がJAの傘下ではないといったこともありますけど、さまざまな方が取り組んでおまして、直売所によっては生産履歴ということで、農薬や肥料の使用状況をきちんと確認をしたうえで品物を引き取っている直売所があります。

例えばそういうところでは、「そういう確認をしている」ということを直売所としてPRをしていただくとか、あとはそれぞれ個々の農家の方がこだわりについてPRしていただくようなことについて、県としても直売所にアンケートをとっておりますので、そういう機会にそういう情報発信について積極的に取り組んでいただけないかと働きかけをしていきたいと思えます。

何らかのシステムという話については、なかなかこの場ではすぐには回答できませんけども、もし何か可能性があるのであれば、検討していきたいと思えます。

ただ、先ほどもお話にありましたけども、直売所というのは基本的には自由にできるものですので、一律規制という形というのは難しいというのも現状として御理解いただきたいということとともに、逆に消費者の皆さんのほうで選択されると、ちゃんとした表示がないところは買わないという形で判断されるというのも一つの方法としてあるのかなと思います。

取組について今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**【村山会長】**

はい、後者の直売所に件につきましては、取組の中で反映させていくというお話だったと思うのですが、そうしますと施策の何番の中の取組という位置づけになるのでしょうか。

**【食品・流通課 田浪係長】**

施策としては、1番と10番に関連があるかと思います。

直接書いてあるところはないかと思いますが、施策1番の「安全で安心な農作物等の提供」と10番の「食品関連事業者から消費者への情報提供」のところになるかと思います。

**【村山会長】**

どうもありがとうございました。

はい、お願いいたします。

**【小幡農林水産部参事（農産園芸課長）】**

農産園芸課の小幡と申します。

農産物の生産サイドをやらしていただいている立場から、若干基本計画の中身とずれますけど、先ほどの川井委員からお話と関連して、確かに直売所等での表示、どういう農薬を使ったかという履歴の表示という問題もございますが、それ以前の大前提といたしまして、農産物を生産して販売するものにつきましては、例えば農薬使用につきましては、「農薬取締法」という法律がございまして、その基準に従ってしか農薬は使われないわけでございますので、基本的には表示があるないにかかわらず、法に従って適正な農薬使用をしたものだけが販売されているという大前提がございまして、そういう面では直売所であろうと、例えば量販店さんの棚先であろうと、そういう基準の中で適正に農薬が使用されたものだけが並んでいるという部分がございますので、そこだけは付け加えさせていただきたいと思っております。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございました。

その他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【高橋正博委員】

改定案の文章を変えてもらいたいということではなく質問ですが、概要版4ページの左上、インターネットによる情報発信です。

このホームページ「食の安全インフォメーション」について、(以前、ページが開くのが遅いと)私のほうから言わせてもらったものですから、非常に早く開くようになっていまずので、改善されていることを報告したいと思います。

ただそこです、指標のアクセス数が現在 71,785 回、これを 28 年度までに3倍にできるかどうか。ここまで目標を高めるといのはですね、今まで概要版にホームページのアドレスが載っていたのかもわからないのですが、この目標はちょっと高すぎるんじゃないかなと。

高いことは悪いことではないのですが、これを達成するための何か方策を特別に考えられているのかどうかというのが一つ。

それと、このページの右下の「にいがた食の安全・安心サポーター」のことで、私自身がそのサポーターなのですが、この指標が今までサポーター人数だったのですが、これからは利用者数ということなのですが、一つはサポーター自身の問題でいうと、私はきのこのことしかやっていますが、基本計画の「施策 13 人材の育成」の中で、「3 サポーターの設置」となっていますね。

正直な話、きのこの鑑定を今やっている人間の現状を言いますと、私が一番年下くらいなんです。あとは、村上にある県の森林研究所の松本さん、彼はもうちょっと年が若くて 50 代ですが、正直今きのこの鑑定ができる人間は絶滅危惧種になりつつありますね。

どうしても年寄りばかりなんです。

若手で今そういうことを勉強しようという人が非常に少ない。

例えば、全国の大学の中で、菌類の研究科目を持っている大学はほとんどないですね。

したがって、きのこの鑑定ができる人間がどんどん少なくなっている可能性があるという現状を考えますと、かつて県の保健所で職員に向けた講習会をされたような話を聞いたんです。私の直接の師匠である津川にいるある保健所の大先輩、その方などが現役時代に県で講習会を受けさせていただいたということを聞いています。

現状、きのこが持ち込まれるのは保健所なのですが、保健所の皆さんはほとんどきのこを見られないですね。

そういった現状があるものですから、人材育成の欄にサポーター制度が書いてあるとすれば、その部分について、ちょっと検討していただけたらという気がしてなりません。

もう一つはですね、サポーターがどこに所属しているのかと、要するにこういう相談は

どこに持って行ったらいいのかということ概要版に載せておいてもらったほうがいいんじゃないでしょうか。要するに、きのこは保健所に持って来てくれと。

新潟市が合併で大きくなる前に、亀田町の役場から私のところに直接持ってこられたことがあったものですから。

当時亀田町は新津の保健所の管轄になるわけですけど、役場に行っても分からないと、役場から新津保健所に聞いたら亀田にそういった人間がいるから持って行ってくれという話になったことがあったのですけど。

できれば概要版に「どこに相談に行ったらいいのか」ということを記載しておいてもらったほうがいいんじゃないかという気がするのですけど。以上です。

#### 【村山会長】

はい、ありがとうございます。

それでは今の御質問について、事務局いかがでしょうか。

#### 【事務局 生活衛生課 山内主任】

今、高橋委員からお話がありました1点目、ホームページの閲覧数20万回という目標が高すぎやしないかと、どうやって達成するのか、策があるのかという御主旨であったかと思えます。

まず20万回という目標の意味とといいますか、なぜ20万回としたかにつきましては、全国の多くの都道府県でこういった食の安全に関するホームページを運営しているところがございますが、おそらく全国で最も閲覧数が多いのは東京都ではないかと思ひまして、東京都のホームページ担当者に年間どれくらいですかとお聞きしましたところ、毎月だいたい16,000回くらいなので、年間とすれば19万ちょっとくらいというお話を聞きまして、では目標としては全国トップレベルを目指そうということで20万としたものでございます。

じゃあ具体的にどのように増やしていくかということでございますけど、ホームページの内容自体を充実していく、見やすくしていくということは当然のことでございますし、これは庁内の検討で出たアイデアですけど、最近はツイッターといったような昔はなかった情報ツールもだいぶ普及してきているということで、例えばツイッターで多くのフォロワーと呼ばれる自分のツイッターの支持者といいますか、多くのフォロワーを抱えている有力なツイッターを持つ方が「にいがた食の安全のホームページにこういう情報が載っていますよ」ということを一言書き込んでいただくと、そのフォロワーのところへ全部情報が行きまして、「じゃあちょっと見てみようか」ということで、かなりアクセス数を増やすという方策もあるということです。

そういったものも取り入れていきながら、できるだけあらゆるところからうちのホームページを見ていただけるような、そういう機会、窓口を増やしていこうと考えております。

今の段階ではこの程度しか申し上げられないですけど、そのように考えております。

概要版のほうにも、あらゆるところにも、県のホームページを見ていただけるような窓口を記載しようと考えております。

**【村山会長】**

そうしましたら、食の安全・安心サポーターの人材育成について、説明をお願いします。

**【北原生活衛生課長】**

高橋委員から絶滅危惧種というようなことを今日初めて聞かされまして、ちょっと私、認識が甘かったんだなと反省しております。

きのこ鑑別のサポーターにつきましては、新潟県のきのこ同好会という組織がございます。会員数は数十人と聞いております。その組織の方々にはほぼ頼り切っていたという状況でございます。

委員御指摘のとおり、たしかに過去には津川のほうにお住まいの先生から私ども職員（食品衛生監視員）もきのこの鑑別講習というものを受けたことがございます。

また、それぞれ時期になりますと、各保健所で鑑別の講習会等を必ず年に1回か2回やっております。ですからその中で保健所の職員も事務局として設営・参加しているわけですが、いかんせん、向いている方と、何回お聞きしてもなかなか体に入ってこない方と、向き不向きという部分がどうも食品衛生監視員の中にも実際はある。

必死に勉強するんですが、なかなかすべてがすべて身につかないという状況でございます。

これは何が違うのか、やはりきのこ同好会の方々には場数を踏んでおられる。その時期になると毎日のように山に入っておられる。そして常に現場を見て、自分で食べて、時にはおなかを下したりもしまして、その食・毒をしっかりと自分の体で覚えていかれる。

なかなか保健所の職員はそこまでできないということがございます。

ですから今後ともこの部分につきまして、今高橋委員の御意見を十分伺いましたので、今後のサポーター、きのこ同好会だけでなく、職員の中からも養成していく必要があるかどうかということも含めまして、早急に検討してまいりたいと思います。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。

それではここで食品事業者の立場からということで、片山委員から何かございますでしょうか。



【片山委員】

前からお話ししていますように県でできることって限られているので、これ以上のことはできないんじゃないかなという気がします。

「安全」の定義って私よく分からないんですよ。

「安全」の定義が分からない人間がこんなこと言っているのかなと思うのですが、365日3食同じものを食べ続けて50年後にガンになりましたっていうときに、この食品、この添加物って安全なのって言われたら、私は安全だと思うんですね。

365日三度三度食べることはあり得ないですから、人間は。

でもそれに合わせて添加物の使用基準から何から、農薬もそうですし、決められているわけで、それに合わせて出ているものであれば、基本的に安全なので、今の「安全」で何なのかなって時々思うんですよ、事業者の立場から言えばですね。

もう一つは事業者の立場から言うと、ここに「監視、監視」って書いてあるんですけど、すべて我々が悪いことをしているということを前提に作られているんですね。

非常に失礼な言い方をしますが、結局商売をやっている連中は絶対に悪いことをするから、そいつら取り締まれよっていうことが前提で「監視」っていう言葉が使われるんですよ。

これはやはり我々からすると、変えてほしいなとは思いますがね。

これも私の持論なんですけど、日本人は「日本人は絶対安心だ」と思っていますから。これだけウソの表示、あれ完全にウソですからね、偽装ですから。ウソの表示をあれだけでも日本人は大丈夫と思っていますし。

私どもは某国との取引が多いんですけど、某国から持ってきたらどんなに正しいものでも絶対に某国人はウソをつくというふうにとらえられますので、このへんも監視と同じで、結局頭に刷り込まれたものですべて行われているような気がするのです。

今からどうこうではなくて、次からやっていくときに、「何が安全なのか、何が本当なのか」というところをやらないと、ダメなんじゃないかなという気がしますけど、国がやってくれないと県ができないですよ。そういうことを感じております。

【村山会長】

ありがとうございました。

それでは関本委員、いかがでしょうか。

【関本委員】

食品事業者の立場といたしましてもそうなのですが、我々、新潟市食品衛生協会を含めまして新潟県食品衛生協会といいまして、2万社の構成で行っているわけです。

その中で今、片山委員がおっしゃいましたとおり、我々は各保健所さんの指導の元でいろいろな活動を行っておりますが、やはりその中でも我々自身が身を守るという立場で、いかに繁栄して会社を守ろうとする、消費者の立場も考えながら、いろいろ行動を行っているわけでございます。

その中で、前にもお話しいたしましたが、新潟市食品衛生協会では5年前からこのような「食の安心・安全5つ星店」というものを作りまして、これを新潟市で5年前からやりまして、昨年度から新潟県の食品衛生協会のほうで採用いただきまして、新潟県のほうは2万社あるのですが、この活動をしましたおかげで日本食品衛生協会、今会員が140万社あるわけでございますが、これを取り入れていただきまして、新潟市または新潟県が発信ということで、「見える食品安心・安全」ということでございます。

おかげさまで10月現在、京都府を含めまして1府13県にまで増えておりまして、先ほども農産物の関係でシールといったお話がございましたが、我々、こういった協会の中で、食品表示などいろんな勉強をしています、それから衛生管理をきちんとやっています、といったいろんな項目を毎年毎年指導員がシールを貼ってチェックいたします。

少しでも市民・県民がわかるように、こういった活動をやっているわけでございますが、新潟県・新潟市を含めまして茨城県、来月は石川県のほうからもだいぶ当県に訪問されまして勉強なさっていますし、こういった施策もわかるのですが、見えない部分として我々もこういった努力をしているわけでございます。

先ほどのHACCPの関係もございまして、例を出しますと、堀川蒲鉾さんや塚田牛乳さんなど、新潟県でもHACCPを取り入れた行動を少しでも行っているわけでございます。

ISO関係も含めまして世界に向けての発信にも動いているわけでございます。

我々食品衛生協会、食品事業者を含めて、県と一緒に今動いているのが現状でございますので、御報告させていただきます。

#### 【村山会長】

貴重なコメントありがとうございました。

私自身もよくわかっていなかったのですが、すごくいいなと思ったのですが、こういった取組をこの計画のどこかに位置づけているのでしょうか。

#### 【関本委員】

これが、行政が動くとはやはり罰則などもございますので、新潟市を含めて県でこういったものはちょっと動けない。

民間の我々自身で先に動いた方がよろしいんじゃないかということで動いている次第でございます。

【村山会長】

協会としての制度ということですね。

【関本委員】

はい、そうです。

【村山会長】

ということは、県としての制度ではないのですが、こういう民間事業者さんたちの主体的な取組をサポートする、あるいは一緒にやっというところが、計画に入ってもいいんじゃないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【事務局 生活衛生課 山内主任】

今ほどの関本委員からのお話でございましたように、「食の安心・安全5つ星店」事業ですが、素晴らしい事業だと思います。

食品衛生協会として素晴らしい取組をされていることに対して、消費者の安心につながる取組でございますので、県といたしましてもPRのバックアップといった支援をしていきたいと思っております。

関係団体や消費者の方々が行う取組への支援につきましては、改定案の30ページ、施策11のところ、「3 関係団体や消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援」というところで書かせてもらっています。ちょっと抽象的な書きぶりですが、支援していきますという姿勢を書かせてもらっているというところでございます。

それから、食品衛生協会の活動につきましても、計画33ページの県の取組内容の「1 食品衛生指導員の養成及び継続教育」というところの中で、「食品営業者の自主的な衛生管理の推進に取り組む公益社団法人 新潟県食品衛生協会の活動を支援します」と書かせてもらっているところでございます。

具体的な個別の内容までは改定案に全部盛り込むことが難しいかもしれませんが、こういう姿勢で、個々の取組について具体的に支援を進めてまいりたいと考えております。

【村山会長】

ありがとうございました。

はい、得丸委員、お願いします。

【得丸委員】

すみません。先ほど片山委員が言われたことについて少しよろしいでしょうか。

私、教育に携わっている立場からですけれども、今、企業側・生産者側と消費者側・教

育側ではとらえ方が少し異なるのだなということを感じました。

生産者は、これだけ 365 日食べても安全だといっても、消費者は総合的に食べ物を食べているわけですから、1 社のものを食べているわけではないので、企業側も、消費者はその何百倍というものを食べているということを念頭に置いていただければと思います。

**【片山委員】**

すみません、そういう意味ではなくて、単純に言うのですね、よくあるのですが、着色料の赤 106 号を使っているとガンになると言われるわけですが、結局、赤 106 号を使った商品は、量をこれ以上入れてはいけませんよという基準の中で入れている。

それは 365 日、三度三度その量を食べていったとしてもガンにならないですよという基準に基づいて入っている。だとすると、106 というものが安全なものなんじゃないですかという話なんですね。

**【得丸委員】**

ここであまり小さなことを言ってもしょうがないのですが、複合作用などがあって、一つのことについて安全でも、他のものとの化学作用があるということを知っていただけたらと思います。

**【片山委員】**

それであれば、逆に言うと厚生省が認めないですよ。

厚生省が認めているということが前提にあるということなんですね。

**【得丸委員】**

日本は諸外国に比べて非常に添加物の量が多いということは、指摘しなければならないと思います。

**【村山会長】**

そうですね、消費者と生産者によってやはり認識が若干違うというところは、そうだと思いますので、そこをどう埋めていくかというのもこの計画の課題だと思いますので、よい御意見だと思います。

はい、どうぞ浦上委員。

**【浦上委員】**

私も消費者教育と言ってはなんですけど、消費者の方が量の概念を理解していない。

どんなに毒なものであっても微量だったら安全なんです。どんなに安全だと思われているものであっても多量に摂ったら毒性があるんですね。

ビタミンAですら催奇形性、奇形が出るんじゃないかと言われています。

ですからどんなものでも適量摂ればオーケーなのであって、それを「毒なものだからほんのわずかでも入っていてほしくないです」というのは感覚的にはわかるのですが、それははっきり言って間違いです。

そういうことを本来きちんと国民にわかっていただくようなことをしないと、これは堂々巡りの議論になっちゃうんですね。

その辺のところ、県でできることは少ないかもしれませんが、そういう教育活動といいますか、啓蒙活動をやっていたらなと思います。以上です。

**【村山会長】**

ありがとうございました。

はい、柳田委員お願いします。

**【柳田委員】**

今の教育と言いますか、啓蒙活動においては、この数年、新潟県と県生協連とで連携して、毎年3回くらいで食の安全に関する講演会を行わせていただいております。

それには食品表示のこともあったり、添加物のこともあったり、栄養食品のこともあったりで、やはり食育という観点からもつながっていくと思うのですが、いろいろそういう啓蒙活動に関わらせていただいて、この計画に沿って、協力させていただいております。

それによって若いお母様方が「何か入っていると危ない、危ない」というようなことではなくて、やはり平均的に食べていくという、そしてまた生産者の方との交流を行って、生産者が作られているものも、先ほど片山委員が言われた厚生労働省など日本の基準に沿った添加物の使用、それから「閾値」(いきち)というもの、安全委員会が示した添加物の現状ということも、いろいろお話を聞いていただくと、安全なものを自分で学んで、選んで、食べていこうという姿勢になっていっているというのがアンケートの回答にもあります。

そのあたりも、この基本計画に沿ってやっているということも、県民の方に伝えていかなければいけないと思っています。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございました。

最後になりますが、私のほうからですが、成果指標として新潟県の食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内・県外の人を割合を増やしていこうということなのですが、この施策をいろいろ見ていくと、やはり県内に向けての取組がほとんどで、県外の人に対して、この成果指標が4年後に上がるかどうか、ここのところをもう一つ考えなければいけないかなと思いました。

そこで最後ですが、マスメディアの立場から橋本委員に、ぜひそのあたりのコメントを、どうやったら県外の首都圏に向けて発信していけるかというあたりで、もし何か御助言がありましたらお願いしたいと思います。

**【橋本委員】**

今すぐには特にアイデアはありませんけど。

県にしろ、新潟市にしろ、東京のほうに出先があるわけですよね、我々もそうなのですが。あと、県で言えば「ネスパス」という施設がありますし。

他県の例を見ると、いろんなイベントをやったりとか、ネスパスもそうですけど。

そういう機会を捉えて、何かしらの形で取組を進める。

既にやっておられるとは思いますが、回数を増やすなり、内容を充実させるなり、そういう形で推進を図ると。

そういう取組を我々も積極的に取り上げて、読者の方に紹介していくということなんじゃないでしょうか。

**【村山会長】**

はい、ありがとうございます。

それでは、時間がそろそろ終わりに近づいてきました。

ここで、改定案に対する答申のまとめ方について御相談させていただきたいと思います。

私としては、本日皆さまからたくさんの御意見をいただきましたので、これを議事録にまとめたうえで、それをもとに私のほうで答申内容の素案を作成し、皆さまに書面で審議していただき、決定をするという方法をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全員了承)

**【村山会長】**

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局と相談しながら作業を進めさせていただきたいと思います。

後日、皆さまに議事録と答申案を送付し、意見照会したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日欠席された委員にも通知をしたいと思います。

それでは本日予定していた議題は以上ですが、その他に皆さまから何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局 生活衛生課 山内主任】

特にございませぬ。

【村山会長】

それでは、これで議長の任を終了させていただきたいと思ひます。

長時間にわたりまして、議事進行に御協力いただきありがとうございます。

【事務局 生活衛生課 小松副参事】

村山会長、大変ありがとうございます。

委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたり熱心に御審議いただき大変ありがとうございます。

県といたしましては、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めていきたいと思っております。

何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見等いただければと思ひます。

これもちまして、「第13回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会といたします。

本日は大変ありがとうございます。